

# ヒグマ捕獲テキスト

## I はじめに

### 1 本書の目的

ヒグマは北海道を代表する大型野生動物であり、北海道の豊かな自然の象徴でもあります。

一方、狩猟者にとってもヒグマは関わりの深い動物で、エゾシカと並んで北海道を代表する大型の狩猟鳥獣です。また、地域によっては農業被害や人里への出没など、ヒグマが人間生活に被害を与えることがあります、狩猟者がその専門的な技術を生かし、ヒグマへの対応を求められます。

ヒグマへの対応には危険を伴うと同時に、その生態や習性を熟知するなど、高い技術と経験が必要とされますが、近年狩猟者の減少や高齢化が急速に進んでおり、特にヒグマの捕獲に対応できる人材が少なくなっています。

こうした状況を踏まえ、本書ではヒグマに対応する技術や経験を伝承することを目的として、各地の捕獲熟練者からの聞き取りで得られたヒグマの捕獲技術を中心に、ヒグマ出没時の対応方法や最新の防除技術なども交えて、ヒグマに対応する際に役立つ情報を幅広く収録しています。これからヒグマの捕獲に携わる狩猟者の方々が捕獲技術を身につける際の参考として、活用していただければ幸いです。



ヒグマによるデントコーン畠の被害と巡回

## 2 ヒグマの生態

### (1) ヒグマの概要

#### ア 分類と学名

食肉目 クマ科 ヒグマ属

*Ursus arctos*

#### イ 分布

北アメリカ北西部、スカンジナビアからロシア東部、シリアからヒマラヤまで広く分布しており、ヨーロッパの山脈にも孤立した個体群が分布しています。日本とその周辺では、北海道、国後島、択捉島、サハリン、中国東北部に分布し、このうち北海道は極東地域における南限になります。

#### ウ 形態

毛色は個体によって違いがありますが、黒色や褐色のものが多く、金毛や銀毛が混じるものや、胸に白い三日月型の模様が入るものもいます。体重は、オスで150～400（＊）kg、メスで60～120kg程度になり、日本に生息する最大の陸上動物です。

\* : 2002年11月斜里町にて捕獲（実測値）

#### ■ 毛の模様の違い（白斑のある個体）



ヒグマには、希に胸から首にかけて白斑のある個体が存在します。

#### エ 生態

耳や鼻の感覚はとても鋭敏ですが、目はあまりよくないようです。身体能力は優れており、時速50km程度の早さで走ることができます。小さな個体であれば簡単に木にも登ります。

基本的には単独で生活しますが、子どもは生まれてから、1年半から2年半を母親と一緒に過ごします。ときおり、親から離れた後に、兄弟が一緒

に行動していることもあります。

季節ごとに採食するものが変わり、食物条件により移動と定着を繰り返します。

行動圏（\*）はオス同士、メス同士、オスとメスの間で重複しています。

また、季節ごとに採食するものが変わり、食物条件によって移動と定着を繰り返します。

メスは何年にもわたって一定の範囲で暮らし、行動圏は数平方kmから数十平方kmであるのに対して、オスは広い範囲で動き回り行動圏は数百平方kmに及ぶと考えられます。

\* 行動圏：動物が生活するために行動する範囲のこと。

#### オ 繁殖と冬眠：

交尾期は5月下旬から7月上旬で、妊娠したメスは翌年の1月下旬から2月にかけて1~3頭の子を冬眠穴の中で出産します。メスは満4歳で出産が可能ですが、5歳以下の初産の子育ては失敗することが多いようです。

冬眠期間は12月から4月に及びますが、その年の気候や地域の状況によつて異なります。一般に妊娠しているメスは早めに冬眠穴に入り、また活動を開始する時期も最も遅いのに対し、オスは遅くまで活動して冬眠明けの時期も早い傾向があります。また、若い個体は成獣と比較して活動開始時期が早いようです。一般に秋の主要な食物である果実類が凶作の年には冬眠に入る時期が早まり、豊作の年には遅くなる傾向があると考えられています。

#### ■ 冬眠穴（左：外部、右：内部の様子）



## 力 食物

基本的には植物食の強い雑食性で、季節ごとに採食するものは変化します。ただし、近年、道東地域を中心にエゾシカを採食する事例も増えてきています。

春：ザゼンソウ、イラクサ、セリ科のエゾニュウやアマニュウ、フキなどの多汁質の草本、前年に落果したミズナラなどの実（ドングリ）、越冬に失敗したエゾシカの死体。

夏：セリ科の草本、フキなどの多汁質の草本。シウリザクラやヤマグワなどの果実、アリ、ザリガニ。

秋：オニグルミ、ミズナラ、サルナシ（コクワ）、マタタビやヤマブドウなどの果実。

大雪山や日高山脈などの標高の高い地域では、ハイマツやコケモモなどの果実も利用。

### ■ヒグマの食物（左上：ザゼンソウ、右上：フキ、左下：ザリガニ、右下：オニグルミ）



キ 法律等による取扱

日本の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブック(環境庁 1991)

～ 地域個体群（保護に留意すべき地域個体群）

：石狩西部のエゾヒグマ個体群

北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001

～ 地域個体群（保護に留意すべき地域個体群）

：積丹・恵庭（石狩西部）のヒグマ個体群、天塩・増毛のヒグマ個  
体群

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

～ 狩猟鳥獣

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

～ 国際希少野生動植物種（輸出入及び国内における譲渡し等の規制）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

(通称：ワシントン条約、CITES)

～ 付属書II（輸出には政府発行の許可が必要）

## (2) ヒグマの痕跡

### ア 足跡

ヒグマは前足と後足で形状が異なります。野外では前足の足跡、特に肉球（パット）の部分が残りやすくなります。指の数は前後とも 5 本です。普通に歩いたときの足跡では、前足の前に後足の跡が残ります。

一般的に道内では、前足の幅が 14 cm（道南では 13 cm）を超える個体は、オスである可能性が高くなります（P.17 参照）。ただし、地面の固さや足のつき方によって、足跡の残り方は微妙に違ってきますので注意が必要です。

■前足（右）



■後ろ足（右）



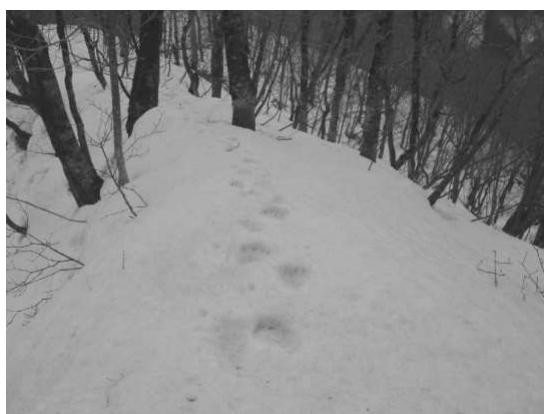
■前足（下）と後ろ足（上）



■歩いたときの足跡



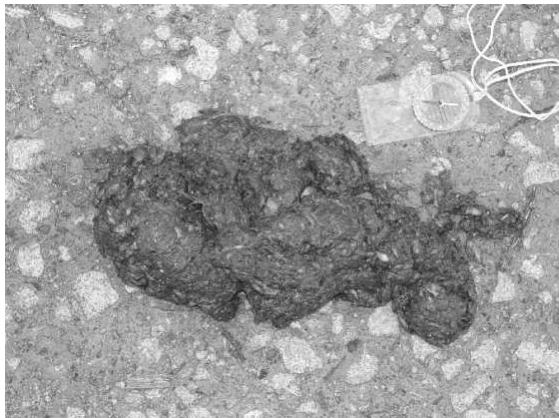
■雪の上の足跡



## イ フン

基本的には太い俵型をしていますが、食べているものや時間の経過によつて形状も変化します。また、ヒグマは消化があまりよくないため、食べたものがそのままの形で出てくることが多いのも特徴です。

### ■草本



### ■サルナシ（コクワ）



### ■オニグルミの実



### ■ミズナラ（どんぐり）



## ウ 食痕

ヒグマが餌を採食するとさまざまな跡が残ります。これらを覚えておくことでヒグマがどのような餌を食べているのかを判断することができます。

### ■アマニユウ食痕

根元を食べています



### ■フキ食痕

うまく噛み切れずに一部つながっています



### ■アリ食痕

枯れ木の根元を掘り起こした跡



### ■ミズキの実の食痕

木に登って枝を折った跡



## エ 爪跡

爪跡はヒグマが自分の存在を主張するためにマーキングとして残す場合や、ヤマブドウなどのつる植物を採取するために木に登り下りした際に残る場合があります。

### ■爪跡



### 3. ヒグマと人の関わり

#### (1) ヒグマ対策の変遷

ヒグマは北海道の自然の豊かさを代表する大型哺乳類ですが、ヒグマによる被害は開拓以前の蝦夷地の時代からあり、開拓期以降も人家への襲撃や悲惨な人身被害等が続発し、危険な害獣として恐れられ、その対策として捕獲が行われてきました。

北海道では、昭和37年の大冷害等の影響によって、ヒグマによる人身・家畜及び農作物に甚大な被害が生じたため、翌38年度に「ヒグマ捕獲奨励事業」を開始して捕獲を推進し、昭和54年度まで継続して行いました。

昭和41年度からは、ヒグマの生息数を積極的に減少させることを目的とした「春グマ駆除」制度を開始しました。春先は草木が繁茂する夏以降に比べて見通しがよく、また、積雪があることから足跡の追跡もしやすいため、地域によってはヒグマの絶滅が心配される状況となり、平成2年度に中止しました。

また、平成12年度に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」を策定し、人身事故の防止、農作物等被害の予防及び地域個体群としての存続を図るため、駆除のみに頼らない予防対策を実施し、人との軋轢を軽減することを目指しています。

#### ■ ヒグマ対策の経緯

年 度	制 度	目 的
明治6年	鳥獣猟規則制定	
明治25年	狩猟規則制定	(保護鳥獣を規定:ヒグマは対象外)
明治28年	狩猟法制定	
大正7年	狩猟法改定	(狩猟鳥獣を規定:ヒグマも対象)
昭和38年	狩猟法を鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に改名 ヒグマ捕獲奨励事業を開始	ヒグマ捕獲の奨励
昭和41年	春グマ駆除を開始	ヒグマ生息数の減少
昭和51年	「春グマ駆除指針」の策定	
昭和55年	ヒグマ捕獲奨励事業を廃止	
昭和58年	ヒグマ生息実態調査を開始	ヒグマの生息実態の把握
平成2年	春グマ駆除を廃止	絶滅の回避
平成4年	大日本猟友会による捕獲自主規制(3年間)	捕獲頭数の管理
平成12年	渡島半島地域ヒグマ保護管理計画の策定	(軋轢の軽減と地域個体群の存続)
平成14年	渡島半島地域で「春季の管理捕獲」を試行	被害の防止と絶滅の回避
平成15年	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行	
平成17年	渡島半島地域で「人材育成のための捕獲」を実施	ヒグマ捕獲従事者の減少対策